



ご結婚おめでとうございます



勝央町で新生活をスタートする

# 新婚さんを応援します

勝央町では、結婚に伴い町内で新生活を始める新婚世帯に対して、住居費と引越し費用の一部を補助します。

対象世帯 次の1~4のすべてに該当する世帯

- 1 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間に婚姻届を提出し、受理されている
- 2 夫婦ともに町内に居住し、新たな住居(夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件及び婚姻前から親等の親族と同居している住居を含む)に住居登録をしている
- 3 婚姻届を受理された日における年齢が39歳以下である
- 4 世帯所得の合計が500万円未満である  
※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得から年間返済額を控除できます



対象経費

1 婚姻に伴う住居費  
(物件の賃料1月分のみ)

2 婚姻に伴う引越し費用

補助金額

最大 **5** 万円

町内から引越す: 最大 **10** 万円  
町外から引越す: 最大 **15** 万円

右の1・2を  
合算した額

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する額を除きます。



最大 **20** 万円

対象期間

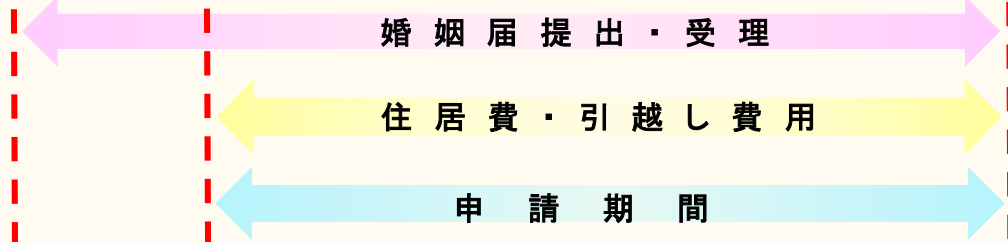
<令和5年>

<令和6年>

3月1日

4月1日

2月29日



提出書類

【共通書類】

- 勝央町結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 直近の所得証明書
- 貸与型奨学金の返済がわかる書類  
(※返済を現に行っている場合のみ)

【住居費の補助金の交付を申請する場合】

- 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
- 住宅手当支給証明書

【引越し費用の補助金の交付を申請する場合】

- 引越しに係る領収書の写し

※提出書類を準備いただき、2月29日までに申請をお願いします。

【お問い合わせ先】  
勝央町役場 総務部 元気なまち推進室  
Tel (0868) 38-3111

